

## テイルズウィーバーVISAカード会員特約

### 第1条(総則)

三井住友カード株式会社(以下「当社」という)に対し、本特約及び「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を会員(以下「本カード会員」という)とします。

### 第2条(名称)

本カードは株式会社ネクソン(以下「ネクソン」という)と当社が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「テイルズウィーバーVISAカード」と称します。

### 第3条(会員資格の喪失)

本カード会員が、ネクソンもしくは当社の一方から、本カード会員の資格を取り消される場合があっても、このことにより、ネクソン会員としての資格を喪失するものではありません。

### 第4条(ネクソンのサービスの利用)

1. 本カード会員は、ネクソンより、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 本カード会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、ネクソンの所定の方法に従うものとします。

### 第5条(カード利用代金の支払区分)

1. 本カードの支払区分は、会員規約第30条にかかわらず、当該カードショッピング代金が、本会員が次項で指定する弁済金の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、本カード会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。また、法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、および、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、1回払いでのお支払いとなります。
2. 本カードの弁済金(毎月支払額)は、会員規約第32条にかかわらず、元金定額5千円(但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合には、弁済金を1万円以上1万円単位で指定した金額に変更し、またはボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
3. 前項に定める弁済金(毎月支払額)は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額若しくは減額できるものとします。
4. 手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、次項に定める手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヶ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。但し、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。
5. リボルビング手数料率は、会員規約の定めにかかわらず実質年率18.0%とします。

## 第6条(キャッシングリボの借入金の支払い)

1. キャッシングリボの返済方法は、会員規約第39条にかかわらず、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が設定または増額若しくは減額できるものとします。但し、本カード会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、ボーナス月増額返済によることができるものとします。
2. キャッシングリボの利率は、会員規約の定めにかかわらず、実質年率17.0%とします。但し、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率及び当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
3. 前項にかかわらず、キャッシングリボの利率は、前年度の1年間(本項の年度とは、初年度は入会日からその1年後最初に到来する締切日まで、第2年度は入会日の1年後最初に到来する締切日の翌日から入会日の2年後最初に到来する締切日まで、以降同様の定義で定めるものとします)においてキャッシングリボを当社所定の金額以上利用しかつ返済の延滞がない等の当社所定の条件を満たす場合は、当社所定の方法により、実質年率13.0%までの範囲で利率を優遇する場合があります。但し、会員資格を取り消された場合、返済を延滞した場合(本契約終了後の延滞を含む)、本特約または会員規約に違反した場合等の当社所定の事由に該当した場合には、会員資格の有無にかかわらず、当社は利率の優遇を取り消すことができるものとし、本但書きの規定は本契約終了後も有効に存続するものとします。また、当社は、本項に定める優遇条件を翌々年度からの優遇分(即ち、翌年度に満たす必要のある優遇条件)から変更できるものとし、本項に定める取消事由を翌年度分から変更できるものとします。
4. キャッシングリボの返済は、返済元金に前2項及び会員規約第38条2項乃至4項に定める経過利息を加えた額とします。

## 第7条(カード種類)

本カード会員は、本カードについて、家族カード、ヤングゴールドカードおよびリボルビング払い専用カードを申込みことはできません。

## 第8条(年会費)

本カードの年会費は、無料とします。

## 第9条(会員規約の適用)

1. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
2. 本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。

## 第10条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、本カード会員がカードを利用したときには、本カード会員はその改定を承認したものとみなします。

<カード利用料金 お支払い例>(リボルビング払い、元金定額コース5千円、実質年率:18.0%の場合)

8月1日～8月31日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払い元金…5,000円 ②手数料…ありません ③弁済金…5,000円 ④お支払い後残高… $50,000円 - 5,000円 = 45,000円$

◆第2回(10月26日)お支払い

①手数料(9月27日~9月30日までの分) $45,000円 \times 18.0\% \times 4日 \div 365日 = 88円$  ②お支払い元金…5,000円 ③弁済金…5,088円(①88円+②5,000円)

④お支払い後残高… $40,000円 (45,000円 - 5,000円)$